

【日付】

2023/12/5 18:33

【件名】

RE: 友利新氏の動画についてのご質問について ー日本化粧品協会ー

【本文】

一般社団法人日本化粧品協会 御中

お忙しい中「友利新」の動画の件でお手を煩わせてしまい、申し訳ございません。

①薬機法に関しまして

「友利新」の動画チャンネルの設立趣旨を申し上げます。

SNS において極端な健康情報が流布される現状を鑑み、医療や化粧品の市場が適正に発展する一助になればとの思いでチャンネル運営をしております。

医療情報においては、最新の医療ガイドラインに則した情報を発信、専門の医師に診て貰うように勧めております。

化粧品情報においては、横行するポップアップ広告など SNS 広告の多くが誇大広告であることを視聴者に周知させ注意喚起を行っております。

具体的には

- 化粧品の成分による効果は低いものが多く、あったとしても極めて限定的である。
- 皮膚に効果のあるとされるものの多くは、医師の処方が必要な医薬品である。
- 赤み、痒み、ニキビなどは皮膚疾患であるので、早めに専門の医師の診察を受けて欲しい。
- 明らかに健康被害が想定される化粧品については注意喚起をして、症状がすでにある視聴者には専門の医師に診て貰うよう勧める。

こちらが各動画の薬機法に関わるスタンスとなります。

②広告動画であるのか

広告動画に関しましてはに YouTube に有料プロモーションの申告を行い、視聴者に宣伝を伴う動画であることをお知らせしております。

参考動画：

<https://www.youtube.com/watch?v=6u0Y8zvwwZk>

③広告動画のPR表記について

動画画面左上に「プロモーションを含みます」のメッセージが表示されます。

また、説明欄に「提供：〇〇〇〇」などの記載を入れております。

細心の注意を払いながら配信をしておりますが、薬機法に違反している場合は誠意を持って対応致しますので、具体的な対象箇所などご指示頂けると幸いです。

御協会の日頃のご活動には、社会的意義が深く、大変感銘を受けております。

微力ではありますが、御協会の周知や啓蒙にお役に立てればと存じておりますので、お気軽にお声掛けください。

何卒よろしく願い申し上げます。